

## 造水技術に関する技術評価制度利用規約

本規約は、一般財団法人造水促進センター（以下「本財団」という。）が実施する造水技術に関する技術評価制度（以下「本制度」という。）の利用にあたり、利用者が遵守すべきルールを定めるものです。

1. 本制度は、水処理設備向けに開発された高効率、新素材を採用した先進的なシステム、製品等が水処理設備として直ちに導入展開する状況にはまだ至っていないことに鑑み、これら技術を用いたシステム、製品等（以下「評価対象」という。）の適合性及び実用性の評価を行い、また評価の過程において必要に応じて助言・指導を行うことで、早期に実用化への道筋をつけることを目的とするものです。

そのため、申請にあたって、①申請内容が本制度の目的に合致しているか、②申請内容が評価可能であるか、③評価を行うための十分な資料が整っているか、を審査し、これを満たす場合に評価を開始することになります。

2. 評価書発行に至る手順は別紙「評価書発行手順」のとおりとなっています。ただし、評価委員会の開催回数や必要な期間などは申請内容によって異なりますので、本財団において案件ごとに判断を行います。

3. 評価は「研究・開発レベル」、「実用化レベル」の区分に分けて行います。

4. 評価に要する費用の目安は、「研究・開発レベル」は125万円～、「実用化レベル」は250万円～です。「研究・開発レベル」の場合は、「実用化レベル」の評価に移行する時点で125万円～の追加費用が発生します。これらの費用については申請受理後、業務契約締結時まで決定します。

そのほかに、評価にあたって実験や現地調査など必要とする場合は、その実費を負担いただきます。

申請受理までの費用は不要ですが、申請受理後は評価委員会における評価の結果評価書発行に至らなかった場合であっても、受領済みの費用について返還を行いません。

5. 技術審査会・評価委員会から、追加の資料等を要請されることがあります。利用者は要請に従って資料等を提出する義務を本財団に対して負います。

6. 本制度は、造水技術に関する技術評価依頼項目が、評価対象が属する技術分野（以下「評価対象分野」という。）において、評価目標値に適合しているか否かにつき、

利用者から提出された資料に基づき評価するものです。評価対象の性能、安全性等を利用者や第三者に保証するものではありません。利用者が第三者に対し、本制度について上記趣旨に反する説明を行うことは禁止します。

7. 利用者が虚偽の申請や不正の手段を用いて「評価書」の交付を受けたことが判明したときは、評価書の全部または一部を取り消すことがあります。
8. 評価対象技術を改変した結果、評価対象項目の数値に変更が生じる可能性がある場合は、有効期間内であっても、評価書は効力を失います。必要であれば、改めて評価を受けてください。
9. 本財団は、本財団または本財団の委員に故意または重大な過失がない限り、本制度の運営に関して利用者に対して責任を負いません。また、本財団の責任の限度は評価費用の額（但し、受付審査時は金125万円）を上限とします。また、本規約6項に記載のとおり、本制度は評価対象の性能、安全性等を利用者や第三者に保証するものではありませんので、利用者とその顧客など第三者との間で評価対象について紛争が生じた場合は、すべて利用者の責任において対応してください。
10. 評価に関与する各委員をスムーズに選考する必要から、対利用者との間では各委員は一切免責されることをご了承ください。評価に関するトラブルは、前項に基づき本財団と利用者との間で処理することとなります。
11. 本財団は、利用者と協議のうえ、本財団のホームページその他の媒体において評価結果を公表できるものとします。
12. 本財団の委員の助言・指導により新たな知的財産権が発生したときは、本財団と利用者との協議のうえ、以下のとおり処理するものとします。なお、利用者は、当該知的財産権を利用するにあたり、本財団と利用者との協議により定める実施料を本財団に支払うものとします。
  - ① 本財団と利用者双方の貢献により新たな知的財産権が発生した場合は、原則として本財団と利用者の各2分の1ずつの共有として、共同して知的財産権の出願を行います。
  - ② 専ら本財団の委員の貢献により新たな知的財産権が発生した場合は、本財団の単独所有とし、本財団において知的財産権の出願を行います。この場合、利用者が希望するときは、本財団は利用者に対して一定期間を定めて優先実施権を許諾するものとします。

1 3. 利用者が本規約に反した場合は、本財団は評価書の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合、その経過を本財団ホームページに掲載することがありますので、ご注意ください。

1 4. 本制度に関する本財団と利用者との間の紛争は、東京地方裁判所を専属合意管轄とします。

1 5. 本規約に定めがない事項は、本財団と利用者との間で協議のうえ解決するものとします。

以 上

以上の造水技術に関する技術制度利用規約の内容を確認のうえ、これに同意します。

平成 年 月 日

所 属

---

代表者氏名

⑩

---